

公 募 公 告

下記のとおり公告に付します。

令和8年2月20日

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官
重成 麻利

記

1. 公募に付する事項

本業務は、「広域交通管制システム業務プログラム保守」について、下記「2. 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項」の要件を満たし、契約予定者以外に本業務の実施を希望する者を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請するものである。

なお、公募の結果、応募要件を満たすと認められる申込者が1者以上あれば競争入札を行うものとし、当該申込者がなければ随意契約を行うことを予定している。

2. 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和7・8・9年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B又Cの等級に格付けされている者であること。

(4) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業者等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 公募手続等の問合せ先及び参加意思確認書の提出期限等

(1) 担当部局

東京都千代田区霞が関2-1-2

中央合同庁舎2号館内 警察庁交通局交通規制課交通情報係

電話番号 03-3581-0141（代表）

(2) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和8年3月13日（金） 17時00分

上記（1）に同じ。郵送の場合は書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。

(3) 公募参加者は、警察庁担当者が求める説明及び文書の提出に、速やかに対応すること。

4. 参加意思確認書等の無効

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の参加意思確認書等は無効とする。

5. その他

(1) 手続において使用する言語

日本語に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3（1）に同じ

(3) 資格等に関する書類は返還しない。

参加意思確認書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官 殿

住 所

会 社 名

代表者名

「広域交通管制システム業務プログラム保守」の事項に係る参加意思確認資料について、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること、警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと及び警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと並びに添付書類等の内容については事実と相違いないことを誓約します。

記

- ・ 令和7・8・9年度資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し 1部
- ・ 秘密の保全に関する誓約書及び具体的な管理規定 1部

警 察 庁 殿

秘密の保全に関する誓約書

秘密に属する文書等を貸与又は作成した場合、別添の当社秘密保全規則により、貴庁の秘密が紛失、漏えい散逸することなく、また、探知、破壊、窃取されることのないように万全を期すとともに、当社従業員及び関係会社職員の故意又は過失により秘密が漏えい等した場合について、一切の責任を負うことを誓約します。

令和 年 月 日

会 社 名

代 表 者

契 約 書 (保守) (案)

警察庁 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) とは、次のとおり保守契約を締結する (以下「本契約」という。)

- 1 契約事項 広域交通管制システム業務プログラム保守
- 2 保守内容 詳細は別添仕様書のとおり
- 3 契約金額 ¥ . -
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ¥ . -
消費税額及び地方消費税額は、消費税法 (昭和63年法律第108号) 第28条第1項及び第29条並びに地方税法 (昭和25年法律第226号) 第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。
- 4 契約期間 令和8年4月1日から
(保守期間) 令和9年2月28日まで
- 5 契約保証金 徴収免除

(目的)

第1条 乙は、本契約書のほか、本契約書に附属する仕様書、図面及び内訳書等 (以下「仕様書等」という。) に基づき、表記保守対象プログラム (以下「プログラム」という。) が常時最良な状態で稼働できるよう保守を行い (以下「本件業務」という。)、甲は、その対価を乙に支払うものとする。

(契約保証金)

第2条 乙は、本契約に関する一切の義務を誠実に履行することを保証するため、表記5に規定する契約保証金を現金又は国債をもって、本契約締結の際、甲に納めなければならない。

(契約金額の支払い)

第3条 乙は、保守期間終了後、甲による履行確認を受けた後、表記3に規定する契約金額 (以下「契約金額」という。) を 甲に請求するものとする。甲は、乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内 (以下「約定期間」という。) に請求金額を乙に支払うものとする。ただし、甲が仕様書等又は特記事項において支払条件を別に定めた場合は、この限りではない。

2 月の中途において本契約が開始又は解除された場合、若しくは乙の責めに帰すべき事由により本件業務が履行できない場合は、その月分の料金は次式により算出して額とする。

$$\text{月額料金} \times \frac{1}{\text{当該月の暦日数}} \quad (\text{円未満切り捨て}) \times \text{本件業務を行った日数}$$

(契約金額の改定)

第4条 経済事情の激変などによって契約金額が明らかに適当でないと認められるときは、甲又は乙は、相手方に対して、必要と認められる契約金額の改定を申し入れることができる。申し入れにあたっては、契約金額の改定を希望する日の3箇月前までに、相手方に対して、その理由を明示して事前に通知し、甲乙協議して、その要否を決定するものとする。

(保守及び確認)

第5条 乙は、プログラムが常時正常な状態で稼働するよう保守を行うものとする。

2 乙は、本契約における保守方法等についてあらかじめ甲の承認を得るものとする。

乙は、プログラムに障害が生じた場合は、甲の業務に支障を来さないように速やかに最良な状態に回復させなければならない。これに要する費用は、次の各号に掲げる場合を除き、乙の負担とする。

- (1) 天災地変その他これに類する災害による障害の場合
- (2) 甲の故意又は取扱上の重大な過失による障害の場合
- (3) 乙又は乙の指定した代理店以外の者による装置の改造、改ざんが行われたことによって生じた故障の場合

(支払遅延利息)

第6条 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、約定期間に契約金額を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対し契約締結日の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由による場合は、当該事由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約保証金の還付)

第7条 甲は、第9条第1項の規定による契約解除の場合、本契約が甲乙の合意により解除された場合又は本契約の履行が完了した場合は、乙の領収書と引換えに契約保証金を乙に還付しなければならない。

(契約上の地位移転・債権譲渡等の禁止)

第8条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を、甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第2章第2節の規定に基づき設立された信用保証協会、中小企業

信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関（以下「金融機関」という。）又は資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 乙が本件業務の履行を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、信用保証協会、金融機関又は特定目的会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙及び丙が甲に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合は、乙は丙に対し次の各号を同意させ、又は遵守させる義務を負う。
 - (1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減できる権利を留保すること。
 - (2) 丙は、譲渡債権を第1項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し、又はこれに質権を設定し、その他債権の帰属及び行使を害することはできないこと。
 - (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、契約金額の改定その他本契約内容の変更を行うことがあり、この場合は、丙は異議を申し立てないものとし、当該変更により、譲渡債権の内容に影響が及ぶ場合は、専ら乙と丙の間において解決しなければならないこと。
- 3 第1項ただし書きに基づいて、乙が丙に債権の譲渡を行った場合は、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲がセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

（契約の解除及び違約金）

第9条 甲は、自己の都合により本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 甲は、乙が本件業務を履行しない場合において、期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、前項の催告をすることなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 乙に以下の事由が生じた場合
 - イ 仮差押、差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、電子交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立て若しくは処分を受けるべき事由を生じた場合
 - ロ 手形若しくは小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立てを受け、若しくは自ら申し立てた場合
 - ハ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合
 - (2) 甲が行う本契約の履行確認に際し、乙又はその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合
 - (3) 乙が第10条第1項に該当する場合
 - (4) 乙が第17条に規定する暴力団排除条項第1条、第2条又は第4条第2項に該当する場合

- (5) 前各号のほか、乙が民法第542条第1項又は第2項の各号に該当する場合
- 4 乙は、第2項又は第3項に該当する場合、甲に対し、違約金として本件業務を行わなかった期間に相当する契約金額の100分の10に相当する金額を支払う。ただし、乙が契約保証金を納付している場合は、当該保証金を違約金に充当する。
- 5 甲は、第3項第5号の場合において、乙の責めに帰することのできない事由によるものと認めるときは、前項の違約金の支払を免除することができる。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除)

第10条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金)

第11条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当する場合、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定する罪の嫌疑により公訴を提起され、

有罪判決が確定したとき。

- 2 乙は、前項第4号に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
 - (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第7条の3第1項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (2) 当該有罪判決が言い渡された裁判において、乙が違反行為の首謀者であると認定されたとき。
- 3 乙は、本契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 4 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して本契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

- 第12条 甲は、本契約に関し、乙の契約不履行によって損害を受けた場合は、乙に対し、第9条第4項、第11条第1項及び第2項の違約金とは別にその損害の賠償を請求することができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。
- 2 乙は、第9条第1項による解除のため損害を生じた場合は、甲の解除の意思表示を受領した日から30日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。ただし、甲が乙の同意を得て解除した場合はこの限りではない。
 - 3 甲は、前項の請求を受けた場合、その損害を賠償することができる。

（再委託）

- 第13条 乙は、本件業務の全部を一括して、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に委託してはならない。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の一部（仕様書等に示す業務の主たる部分を除く。）を第三者に再委託（再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）する場合は、乙は、再委託承認申請書（別紙様式）を再委託開始の20日前までに甲に提出し、承認を得なければならない。
- 2 甲は、乙から再委託承認申請書の提出を受けた場合は、所要の審査を実施の上、その結果を再委託承認書（別紙様式）で乙に通知するものとする。
 - 3 乙は、甲から承認を受けた内容を変更する場合は、遅滞なく第1項と同様に甲の承認を受けなければならない。
 - 4 乙は、本契約の一部を第三者に再委託するときは、再委託した業務に係る再委託者の行為について、全ての責任を負うものとする。
 - 5 乙は、本契約の一部を再委託するときは、乙が本契約において遵守することとされて

いる事項について、本契約書を準用して再委託者と約定しなければならない。

(管轄裁判所)

第14条 本契約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(秘密の保持)

第15条 甲及び乙は、本契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。第13条第1項に規定する再委託の相手方についても、同様とする。

2 甲は、乙の故意又は過失により秘密が漏洩したため損害が生じた場合は、乙にその損害の賠償を請求することができる。

3 乙は、情報セキュリティの確保について、「情報セキュリティの確保に関する特約条項」により履行するものとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第16条 本契約に関し、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上解決するものとする。

(暴力団排除)

第17条 暴力団排除に関する条項については、「暴力団排除条項」によるものとする。

(人権尊重の確保)

第18条 乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むように努めるものとする。

(特記事項)

第19条 本契約に特記事項がある場合は、別紙においてこれを定める。

2 本契約書本文と本契約書に編てつされた仕様書等、特記事項が抵触する場合の優先順位は、特記事項、仕様書等、本契約書本文の順序とする。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官
重成 麻利

乙

暴力団排除条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号のいずれかの属性を有し、又は行為をなす者（以下「解除対象者」という。）を再受託者等（再受託者（再受託以降の全ての受託者を含む。）及び下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）並びに乙、再受託者又は下請負人が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再受託契約等に関する契約解除）

第4条 乙は、契約後に再受託者等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再受託者等との契約を解除し、又は再受託者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再受託者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受託者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受託者等との契約を解除しないとき、若しくは再受託者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（損害賠償等）

第5条 甲は、第1条、第2条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損失について、何ら補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は再受託者等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

別紙様式

再委託承認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官 殿

住 所
会 社 名
代表者名

令和 年 月 日付けで契約いたしました下記契約について、再委託を承認くださるよう申請いたします。

なお、契約の履行に際し、当社の再委託先が本契約事項に違反した場合、当社が一切の責任を負います。

記

契 約 件 名	
再委託の相手方の住所及び氏名	
再委託を行う業務の範囲	
再委託を必要とする理由	
再委託期間	
再委託率 (本契約に対する再委託の割合)	

※ 次に掲げる書類を、上記「再委託期間」開始 20 日前までにこの申請書に添付の上、提出すること。

- ・再委託の相手方の会社概要
- ・その他警察庁が指示する書類

審 査 結 果	承認	非承認
承認又は非承認とした理由		

再委託承認書

令和 年 月 日

上記審査結果のとおり、再委託を承認する（承認しない）。

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、再委託契約にあたり、下記事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。
 - (1) 再委託の相手方として不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (2) 再委託の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2 暴力団員等による不当介入を受けた場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、親事業者へ報告を行います。

※この誓約事項は、再委託等の相手方に提示し、誓約させる場合に使用するものです。

再貸借契約に関する特約条項

乙は、甲が求めた場合は、広域交通管制システム業務プログラム保守契約を締結しなければならない。その場合の契約書は本契約書のとおりとする。また、月額貸借料については、原則として本契約書別紙2における月額貸借料を超えないものとする。

特記事項

本契約について、一般契約条項第3条第1項に基づき、下記のとおり特約する。

(契約金額の支払)

第1条 乙は、別紙2支払一覧表に定める保守期間終了ごとに甲の係官による履行完了の確認を受けた後、同表に定める保守料金を甲に請求するものとする。

第2条 保守期間の中途において本契約が開始又は解除された場合、若しくは乙の責めに帰すべき事由により本件業務を行えなかった場合は、その月分の料金は次式により算出した額とする。

$$\text{月額料金} \times \frac{1}{\text{当該月の暦日数}} \quad (\text{円未満切り捨て}) \times \text{本件業務を行った日数}$$

保守費用内訳

別紙1

(単位:円)

項 目	金 額
合 計	

支払一覧表(保守料金表)

(単位:円)

区分	保守料金	消費税	合計
2026年4月分			
2026年5月分			
2026年6月分			
2026年7月分			
2026年8月分			
2026年9月分			
2026年10月分			
2026年11月分			
2026年12月分			
2027年1月分			
2027年2月分			
合計			

※月額消費税は、円未満を切り捨てとし、その端数は契約期間の開始月に調整するものとする。

情報セキュリティの確保に関する特約条項

(目的)

第1条 乙は、本契約に係る業務（以下「本件業務」という。）の実施のために、甲から提供する情報その他本件業務の実施において知り得た情報（以下「保護すべき情報」という。）の機密性、完全性及び可用性を維持すること（以下、「情報セキュリティ」という。）に関して、この特約条項に定めるところにより、その万全を期さなければならない。

2 保護すべき情報の範囲は次の各号とする。

- 一 甲が秘密区分の指定をした秘密に属する文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）
- 二 甲が秘密区分の指定をした秘密に属する物件
- 三 一号又は二号に掲げるものを基に、乙が作成（複製及び写真撮影を含む。）した文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）又は物件のうち、甲が指定したもの

(下請負の禁止)

第2条 乙は、本契約の全部又は一部を第三者に下請負させてはならない。ただし、やむを得ず下請負をさせるときは、その下請負先、契約内容等を記した書面を添え、甲の許可を得るものとする。

2 前項ただし書により乙が下請負をさせる場合、乙は乙と下請負者との間で締結する契約において、下請負者において本特約条項と同等の情報セキュリティの確保が行われるよう定めなければならない。

3 甲は、前項の契約について、情報セキュリティの確保が十分満たされていないと認められる場合、第1項の許可を与えないことができる。

4 第1項ただし書により乙が下請負させる場合の下請負者その他本契約の履行に係る作業に従事する乙以外の事業者（以下「下請負者等」という。）における情報セキュリティの確保について、乙は本特約条項に従い、必要な通知、申請、確認等を行うものとする。

(情報セキュリティ確保のための体制等の整備)

第3条 乙は、保護すべき情報に係る情報セキュリティを確保するために必要な体制を整備しなければならない。

2 乙は、乙の代表者又は代表者から代理権限を与えられた者を情報セキュリティに係る責任者（以下「情報セキュリティ責任者」という。）とし、情報セキュリティ責任者の下に、保護すべき情報の管理に係る管理責任者を指定し甲に通知するものとする。

3 乙は、保護すべき情報に接する者（乙及び下請負者等における、派遣社員、契約社員、パート及びアルバイト等を含む。以下「取扱者」という。）から情報セキュリティの確保に関する誓約書を徴収するとともに、取扱者の名簿を作成し、同名簿を甲に通知しなければならない。

4 乙は、契約締結後速やかに、情報セキュリティ確保のため、取扱者に対し作業内容に

応じた教育計画を作成し、甲の承認を得るものとする。

なお、乙が予め当該計画を有する場合には、これに代えることができる。

5 甲は乙に対し、第4項の教育計画の実施状況について、報告を求めることができる。

(守秘義務)

第4条 乙は、保護すべき情報を本契約の履行期間中のほか、履行後においても第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 取扱者は、在職中及び離職後においても、保護すべき情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。

3 乙又は下請負者等がやむを得ず保護すべき情報を第三者に開示しようとする場合には、乙はあらかじめ、書面により甲に申請し許可を得なければならない。

(管理)

第5条 乙は、本契約に基づき、甲が乙に提供する情報（以下「業務情報」という。）及び甲が乙に貸与する仕様書その他の資料（以下「業務資料」という。）については、特に厳重な取扱いを行うものとし、その保管管理について一切の責任を負うものとする。

2 乙が甲の指定する場所において個別業務を行う場合に持ち込む物品、業務情報及び業務資料は適正に管理するものとする。また、甲の承諾なくしては、その場所から物品、業務情報及び業務資料を持ち出してはならない。

3 乙は、第1項及び第2項の業務情報及び業務資料の管理について、甲の承認を得るものとする。

4 乙は、業務情報及び業務資料について、本契約の履行その他甲の指定した目的以外に使用してはならない。

5 乙は、業務情報について、本契約が終了したとき、又は甲から廃棄を求められたときは、これを直ちに甲が認める方法により廃棄するものとする。

6 乙は、業務情報及び業務資料を、甲の承諾なくしては、方法の如何にかかわらず複製・複写してはならない。

7 乙は、業務資料について、本契約が終了したとき、又は甲から返還を求められたときは、これを直ちに甲に返還するものとする。

8 乙が作成（複製及び写真撮影を含む。）した文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）又は物件のうち、乙から甲に所有権が移転したものは全て甲の認める方法により廃棄しなければならない。

(脆弱性対策等の実施)

第6条 乙は、本件業務を実施するにあたり、情報システムを使用する場合について、当該情報システムのアクセス権の付与を業務上必要な者に限るとともに、保護すべき情報へのアクセスを記録する措置を講ずるものとする。

2 前項の場合に、乙は、情報システムに対する不正アクセス、コンピューター・ウイルス、不正プログラム感染等情報システムの脆弱性に係る情報を収集し、これに対処するための必要な措置を講ずるものとする。

(情報セキュリティの対策の履行状況の確認)

第7条 乙は、契約締結後速やかに、本特約条項が定める項目を含む情報セキュリティ対策の履行状況（以下「情報セキュリティ対策履行状況」という。）を確認するとともに、確認結果について甲に報告するものとする。

- 2 乙は、契約締結後、少なくとも1年に1回、情報セキュリティ対策履行状況を確認するとともに、確認結果について甲に報告するものとする。
- 3 前各項の確認については、別記様式「情報セキュリティ対策履行状況確認書」によるものとする。ただし、別記様式の様式により難しい場合は、この限りではない。
- 4 乙は、下請負者等における情報セキュリティ対策履行状況について、前各項に準じた確認の結果を甲に対して報告するものとする。
- 5 乙は、甲に報告した確認結果について、甲の承認を得るものとする。

(情報セキュリティ侵害事案等事故)

第8条 情報セキュリティ侵害事案等事故（以下「事故」という。）とは次の各号のことをいう。

- 一 保護すべき情報のほか、契約に係る情報について、外部への漏えい又は目的外利用が行われた場合
- 二 保護すべき情報のほか、契約に係る情報について、認められていないアクセスが行われた場合
- 三 保護すべき情報を取り扱い又は取り扱ったことのある電子計算機又は外部記録媒体にコンピューター・ウイルスの感染が認められた場合
- 四 一号から三号までに掲げるもののほか、甲又は乙の保護すべき情報のほか契約に係る情報の侵害、紛失、破壊等の事故が発生し、又はそれらの疑い若しくはおそれがある場合

(情報セキュリティ侵害事案等事故に関する乙の責任)

第9条 乙は、乙の従業員又は下請負者等の故意又は過失により前条に規定する事故があったときでも、契約上の責任を免れることはできない。

(情報セキュリティ侵害事案等事故発生時の措置)

第10条 乙は、本契約の履行に際し、第8条に規定する事故があったときは、適切な措置を講ずるとともに、速やかにその詳細を甲に報告しなければならない。

- 2 甲は、第8条に規定する事故が発生した場合、必要に応じ乙に対し調査を実施することとし、乙は甲が行う当該調査について、全面的に協力しなければならない。
- 3 第8条に規定する事故が下請負者等において発生した場合、乙は甲が当該下請負者等に対して前項の調査を実施できるよう、必要な協力を行うものとする。
- 4 乙は、第8条に規定する事故の損害・影響等の程度を把握するため、必要な業務資料等を契約終了時まで保存し、甲の求めに応じて甲に提出するものとする。
- 5 第8条に規定する事故が乙の責めに帰すべき事由による場合、当該措置に必要な経費

については乙の負担とする。

6 前項の規定は、甲の損害賠償請求権を制限するものではない。

(情報セキュリティ監査)

第11条 甲は必要に応じ、乙に対して情報セキュリティ対策に関する監査を行うものとし、監査の実施のために、甲の指名する職員を乙の事業所その他関係先に派遣することができる。この場合、乙は、監査を受け入れる部門、場所、時期、条件等を記載した、「情報セキュリティ監査対応計画書」を事前に甲に提出することとする。

2 甲は、情報セキュリティ対策に関し特段の必要が生じた場合、緊急に監査を実施することができる。

3 乙は、甲が情報セキュリティ対策に関する監査を実施する場合、甲の求めに応じ、必要な協力（甲の指名する職員による取扱施設への立ち入り及び関係書類の閲覧等）をしなければならない。

4 甲が下請負者等に対して情報セキュリティ対策に関する監査を行うことを求める場合、乙は当該監査の実施のために必要な協力を行うこととする。

5 乙は、自ら情報セキュリティ対策に関する監査を行った場合は、その結果を甲に報告することとする。

6 甲は、監査の結果、情報セキュリティ対策が十分満たされていないと認められる場合は、その是正のための必要な措置を講ずるよう乙に求めることができる。

7 乙は、前項の規定により、甲から求めがあったときは、速やかにその是正措置を講じなければならない。

(契約の解除)

第12条 甲は、第8条に規定する事故が、乙の責めに帰すべき事由により発生した場合において、本契約の目的を達することができなくなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項の場合において、主たる契約条項の契約の解除に関する規定を準用する。

情報セキュリティ対策履行状況確認書

1 確認対象者

- (1) 事業者名：
 (2) 対象部門等名：
 (3) 契約開始年月日：
 (4) 前回確認実施年月日：

【留意事項】

確認対象者が下請負者等の場合は、(1) 欄に事業者名を記載し、その末尾に「(下請負者等)」と記載すること。
 この場合、(3) 欄には、下請負契約等の開始年月日を記載すること。

2 確認事項

番号	確認事項	実施/未実施	実施状況(詳細)又は未実施の理由
1	2. 1 本契約の全部又は一部を第三者に下請負させていない。		
2	2. 1 (1が未実施の場合) やむを得ず下請負をさせるときは、その下請負先、契約内容等を記した書面を添え、甲の許可を得ている。		
3	3. 2 代表者又は代表者から代理権限を与えられた者を情報セキュリティ責任者としている。		
4	3. 2 情報セキュリティ責任者の下に、保護すべき情報の管理に係る管理責任者を指定し、甲に通知している。		
5	3. 3 取扱者から情報セキュリティの確保に関する誓約書を徴収している。		
6	3. 3 取扱者の名簿を作成し、甲に通知している。		
7	3. 4 教育計画を作成し、甲の承認を得ている。		
8	3. 1 その他、情報セキュリティを確保するために必要な体制を整備している。	※	※
9	4. 1 保護すべき情報を第三者に開示又は漏えいしていないことを確認している。		
10	4. 2 取扱者が、在職中又は離職後においても、保護すべき情報を第三者に開示または漏えいしないよう、措置を講じている。		
11	4. 3 (1及び2が未実施の場合) やむを得ず保護すべき情報を第三者に開示しようとする場合には、あらかじめ、書面により甲に申請し許可を得ている。	※	※
12	5. 1 業務情報及び業務資料について、特に厳重な取扱いを行っている。		
13	5. 2 (甲の指定する場所において個別業務を行う場合) 持ち込む物品、業務情報及び業務資料を適正に管理している。	※	※
14	5. 2	※	※

	(甲の指定する場所において個別業務を行う場合) 甲の承諾なくして、その場所から物品、業務情報及び業務資料を持ち出していないか確認している。		
15	5.3 業務情報及び業務資料の管理について、甲の承認を得ている。		
16	5.4 業務情報及び業務資料について、甲の指定した目的以外に使用しないよう、措置を講じている。		
17	5.5 業務情報について、甲から廃棄を求められたとき、直ちに甲が認める方法により廃棄している。	※	※
18	5.6 業務情報及び業務資料を、甲の承諾なくして、複製・複写していないか確認している。		
19	5.7 甲から返還を求められた資料を、甲に直ちに返還している。	※	※
20	6.1 (情報システムを使用する場合) 当該情報システムのアクセス権の付与を業務上必要な者に限るとともに、保護すべき情報へのアクセスを記録する措置を講じている。	※	※
21	6.2 (情報システムを使用する場合) 情報システムに対する不正アクセス、コンピューター・ウイルス、不正プログラム感染等情報システムの脆弱性に係る情報を収集している。	※	※
22	6.2 (情報システムを使用する場合) 情報システムに対する不正アクセス、コンピューター・ウイルス、不正プログラム感染等情報システムの脆弱性に対処するための必要な措置を講じている。	※	※
23	7.1 (情報セキュリティ対策の履行状況の確認が2回目以降の場合) 前回の確認及び甲に対する報告から、1年以上を経過していない。	※	※
24	7.5 報告した確認結果について、甲の承認を得ている。		
25	10.1 (情報セキュリティ侵害事案等事故が発生した場合) 事故発生時に適切な措置を講じるとともに、速やかに甲に報告を行った。	※	※
26	10.4 (情報セキュリティ侵害事案等事故が発生した場合) 事故の損害・影響等の程度を把握するため、必要な業務資料を保存している。	※	※

確認年月日：

確認者（事業者名、所属、役職、氏名）：

印

【留意事項】

※欄については、該当がある場合に記載する。

広域交通管制システム業務プログラム保守仕様書

警察庁交通局交通規制課

令和 7 年 11 月 12 日 制定

1 調達案件に関する事項

1. 1 調達件名

広域交通管制システム業務プログラム保守

1. 2 概要

広域交通管制システム業務プログラムの保守委託を行うものである。

2 関連仕様書

「広域交通管制システム業務プログラム仕様書」

「広域交通管制システム業務プログラム改修仕様書」

3 用語の定義

3. 1 広域交通管制システム業務プログラム

広域交通管制システムで動作する 2 項の関連仕様書により開発したプログラム（プログラム開発業者が導入したソフトウェアを含む。）をいう。

3. 2 官庁執務日

行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第 1 条第 1 項）を除く日をいう。

3. 3 ガイドライン

「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（令和 7 年 5 月 27 日付けデジタル社会推進会幹事会決定）をいう。

4 保守期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 2 月 28 日までとする。

5 保守対象プログラム

広域交通管制システム業務プログラム

6 保守対象の設置場所

警察庁、各管区警察局、各都道府県警察等

設置場所は、別紙 1 「設置場所一覧表」のとおりとする。

なお、警察庁に設置される広域交通管制システムから各都道府県警察に設置される広域交通管制システムに遠隔操作することで対応可能な場合がある。

7 保守内容

7. 1 障害対応

7. 1. 1 契約業者は、24時間（休日を含む。）受付可能な障害連絡窓口を設置すること。

7. 1. 2 契約業者は、警察庁から障害発生に伴う技術者の派遣要請があった場合には、3時間以内に技術者を派遣すること。

なお、あらかじめ警察庁に担当者の氏名、生年月日等を記載した従業員名簿を提出し、承認を得ること。

7. 1. 3 契約業者は、速やかに障害対応を行うこと。また、障害原因を究明し、書面で警察庁に報告すること。

7. 2 保守対象プログラムの不具合対応

保守対象プログラムに不具合が発見された場合は、契約業者は、7. 7項を踏まえプログラム修正を行うこと。

7. 3 ソフトウェアパッチ対応

契約業者は、関連仕様書のプログラム開発業者が導入したソフトウェアのパッチが発表された場合は、その適用の可否などについて調査し、その結果を警察庁に書面で提出すること。

なお、パッチの適用、保守対象プログラムの修正を行う必要がある場合は、警察庁の指示に従い、7. 7項を踏まえ実施すること。

7. 4 広域交通管制システム賃貸借業者のパッチ適用に係る対応

7. 4. 1 契約業者は、警察庁から広域交通管制システム賃貸借業者が導入したソフトウェアに係るパッチ適用計画の連絡を受けた場合は、速やかに保守対象プログラムへの影響について調査し、書面で警察庁に提出すること。

なお、保守対象プログラムの修正を行う必要がある場合は、警察庁の指示に従い、7. 7項を踏まえ実施すること。

7. 4. 2 契約業者は、広域交通管制システム賃貸借業者が行うパッチの提供作業に立会い、警察庁の指示に従い必要な作業を行うこと。

7. 5 技術的問合せ対応

7. 5. 1 契約業者は、官庁執務日の9時30分から18時15分に技術的な質問に対応する技術相談窓口を設置し、警察庁からの技術的問合せに対応すること。

7. 5. 2 技術的問合せに対する回答は、原則5執務日以内に書面で提出すること。ただし、5執務日以内に回答できない場合は、警察庁に連絡の上、中間報告書を書面で提出すること。

7. 6 ソフトウェアの使用許諾手続

契約業者は、関連仕様書のプログラム開発業者が導入したパッケージソフトウェアの使用許諾に関する一切の手続を行うこと。

7. 7 プログラム修正等における実施事項

プログラム修正等を行う場合、契約業者は、次のことを実施すること。

7. 7. 1 パッチの適用及びプログラム修正は、事前に契約業者の環境において、検証を行うこと。
7. 7. 2 作業手順書を作成し、契約業者の環境において検証した上で、警察庁に提出すること。
7. 7. 3 作業完了後、警察庁が準備する外部記録媒体に必要なバックアップを取得すること。
7. 7. 4 関連資料の訂正がある場合は、訂正された関連資料及びインストール媒体（C D-R）を警察庁に提出すること。

7. 8 教育

7. 8. 1 契約業者は、導入したプログラムに対する警察職員の操作に関する習熟を図るため、令和8年4月3日までに教育訓練計画書を提出し、警察庁の承認を得ること。また、教育訓練完了後5営業日以内に、教育訓練実施報告書を提出すること。
7. 8. 2 教育訓練計画書に基づき、教育訓練を行い、その結果を報告すること。
なお、教育訓練を実施するに当たり、次の要件を満たすこと。
 - (1) 業務プログラムの操作について教育訓練を実施すること。
 - (2) 実施方法は集合教育訓練とし、警察庁が別途指示する東京都23区内の警察庁庁舎において実施すること。
 - (3) 教育訓練は、業務プログラムの操作について、概ね2時間実施することとし、対象者は警察職員約15人とする。
 - (4) 教育訓練に必要な教材は、請負者が準備すること。

8 特記事項

8. 1 保秘に関する遵守事項

8. 1. 1 契約業者は、本契約の履行に伴う作業を実施する者（以下「作業員」という。）との間において、あらかじめ当該作業員の守秘義務に関して守秘義務契約等の必要な措置を取ること。また、契約締結後、速やかに、その内容について警察庁の承認を得ること。
8. 1. 2 本契約の履行に当たり知り得た情報は、本契約の履行に必要な作業員以外の者が知り得ないよう適切に管理すること。
8. 1. 3 警察庁から秘密の保全状況について検査通知があった場合には、検査を受けること。

8. 2 提出書類

8. 2. 1 連絡窓口、体制及び作業員名簿

7. 1. 1項及び7. 5. 1項の各窓口及び体制を記した資料並びに作業員名簿（以下

「体制表等」という。)を令和8年4月3日までに警察庁に提出すること。

なお、体制表等の内容に変更が生じた場合は、その都度、速やかに提出すること。

8.2.2 誓約書及び管理規定

保秘に関する遵守事項については、秘密の保全に関する誓約書及び具体的な管理規定を事前に警察庁に提出すること。

8.2.3 月次報告書

7項に掲げる保守の実施状況を記した報告書を毎月作成し、警察庁に提出すること。

なお、報告書に記載する内容及び提出時期については警察庁と協議すること。

8.2.4 作業報告書

7項に掲げる内容について作業を実施した際には、実施した作業内容を記した報告書を作成し、その都度、警察庁に提出すること。

なお、報告書に記載する内容については警察庁と協議すること。

8.2.5 課題管理表

保守において解決すべき問題について、発生時の対応及び管理手法について記載し、更新の都度、警察庁に提出すること。

8.2.6 保守作業計画及び保守実施要領

契約業者は、警察庁の求めに応じてガイドラインに基づく保守作業計画及び保守実施要領を作成し提出すること。

8.2.7 情報資産管理標準シート

契約業者は、警察庁の求めに応じてガイドラインに基づく情報資産管理標準シートを作成し提出すること。

8.2.8 その他

(1) 施設への立ち入り等に必要な書類については、警察庁から別途指示するものとし、契約業者は警察庁からの求めに応じ、書類を作成し提出すること。

(2) 提出書類一覧については、別紙2「提出書類一覧」を参照すること。

8.3 引継ぎ等

8.3.1 保守期間中にプログラム改修が実施される場合の措置

保守期間中に保守対象プログラムのプログラム改修が実施された場合には、プログラム改修後の保守について、警察庁と別途協議を行うものとする。

8.3.2 システム更改等に係る引継ぎ

広域交通管制システムの更改等により、新たにプログラム開発又はプログラム保守を担当することになる事業者に対して、作業経緯や残存課題等の引継ぎを行うため、必要な各種資料を整理し、引継書を作成すること。

令和9年3月の広域交通管制システム更改に伴い、次期システムヘデータを移行するための移行データ抽出手順書を作成し、警察庁に提出すること。

また、警察庁職員が移行データ手順書を基に移行データの抽出検証を行う際、契約業者が立会い技術的なサポートをすること。さらに、手順書に不具合がある場合は、手順書を修正し再提出すること。

なお、詳細については警察庁と協議すること。

別紙 1

設置場所一覧 (1/2)

名 称	所 在 地
警 察 庁	東京都千代田区霞が関二丁目1番2号
北 海 道 警 察	北海道札幌市中央区北二条西7丁目
北海道警察(函館方面)	北海道函館市五稜郭町15番5号
北海道警察(旭川方面)	北海道旭川市6条通10丁目2231-1
北海道警察(釧路方面)	北海道釧路市黒金町10丁目5番地
北海道警察(北見方面)	北海道北見市青葉町6番1号
青 森 県 警 察	青森県青森市新町二丁目3番1号
岩 手 県 警 察	岩手県盛岡市内丸3番40号
宮 城 県 警 察	宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
秋 田 県 警 察	秋田県秋田市山王四丁目1番5号
山 形 県 警 察	山形県山形市松波二丁目8番1号
福 島 県 警 察	福島県福島市杉妻町5番75号
警 視 庁	東京都港区新橋六丁目18番8号
茨 城 県 警 察	茨城県水戸市笠原町978番6
栃 木 県 警 察	栃木県宇都宮市塙田一丁目1番20号
群 馬 県 警 察	群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
埼 玉 県 警 察	埼玉県さいたま市浦和区常磐四丁目11番21号
千 葉 県 警 察	千葉県千葉市中央区長洲一丁目9番1号
神 奈 川 県 警 察	神奈川県横浜市中区海岸通二丁目4番
新 潟 県 警 察	新潟県新潟市中央区新光町4番地1
山 梨 県 警 察	山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
長 野 県 警 察	長野県長野市三輪一丁目6番15号
静 岡 県 警 察	静岡県静岡市葵区西千代田町10番13号
富 山 県 警 察	富山県富山市新総曲輪1番7号
石 川 県 警 察	石川県金沢市鞍月一丁目1番地
福 井 県 警 察	福井県福井市大手三丁目17番1号
岐 阜 県 警 察	岐阜県岐阜市藪田二丁目1番1号
愛 知 県 警 察	愛知県名古屋市中区三の丸二丁目1番1号
三 重 県 警 察	三重県津市桜橋三丁目446番地の34
滋 賀 県 警 察	滋賀県大津市打出浜1番10号

設置場所一覧 (2/2)

名 称	所 在 地
京 都 府 警 察	京都府京都市上京区衣棚出水下ル常泉院町128番地
大 阪 府 警 察	大阪府大阪府中央区大手前三丁目1番11号
兵 庫 県 警 察	兵庫県神戸府中央区下山手通五丁目4番1号
奈 良 県 警 察	奈良県奈良市柏木町119番地の2
和 歌 山 県 警 察	和歌山県和歌山市西46番1号
鳥 取 県 警 察	鳥取県鳥取市東町一丁目271番地
島 根 県 警 察	島根県松江市殿町8番地1
岡 山 県 警 察	岡山県岡山市北区内山下2丁目4番6号
広 島 県 警 察	広島県広島市中区基町1番4号
山 口 県 警 察	山口県山口市滝町1番1号
徳 島 県 警 察	徳島県徳島市万代町二丁目5番1号
香 川 県 警 察	香川県高松市番町四丁目1番10号
愛 媛 県 警 察	愛媛県松山市若草町7番地
高 知 県 警 察	高知県高知市丸の内二丁目4番30号
福 岡 県 警 察	福岡県福岡市博多区東公園7番7号
佐 賀 県 警 察	佐賀県佐賀市松原一丁目1番16号
長 崎 県 警 察	長崎県長崎市尾上町3番3号
熊 本 県 警 察	熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
大 分 県 警 察	大分県大分市荷揚町五番6号
宮 崎 県 警 察	宮崎県宮崎市旭一丁目8番28号
鹿 児 島 県 警 察	鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号
沖 縄 県 警 察	沖縄県那覇市泉崎一丁目2番2号
東北管区警察局	宮城県仙台市青葉区本町三丁目3番1号
関東管区警察局	埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
中部管区警察局	愛知県名古屋市中区三の丸二丁目1番1号
近畿管区警察局	大阪府大阪府中央区大手前三丁目1番41号
中国管区警察局	広島県広島市中区上八丁堀6番30号
四国警察支局	香川県高松市サンポート3番33号
九州管区警察局	福岡県福岡市博多区東公園7番7号
庁 舎 A	東京都千代田区内

提出書類一覧

No.	提出書類等	提出時期	提出方法
	教育		
1	教育訓練計画書	令和8年4月3日（金）まで	書面
2	教育訓練実施報告書	教育訓練完了後、5営業日以内	
	連絡窓口、体制及び作業員名簿		
3	障害連絡窓口、技術相談窓口	令和8年4月3日（金）まで	書面
4	体制表、作業員名簿		
	その他		
5	月次報告書	保守作業実施後、警察庁協議により提出	書面
6	作業報告書	保守作業実施後、報告	
7	課題管理表	課題の状況により適時	
8	情報資産管理標準シート	警察庁指示により提出	
9	保守作業計画	警察庁指示により提出	
10	保守実施要領	警察庁指示により提出	
11	移行データ抽出手順書	令和8年8月28日（金）まで	